

2 海洋の産業利用の促進

(1) 海洋資源の開発及び利用の促進

- 平成30年5月に第3期海洋基本計画が策定され、海洋エネルギー・鉱物資源開発計画の現状を踏まえた改定が記載されたことを受け、分野別の有識者会議や総合資源エネルギー調査会資源・燃料分科会において、同開発計画の改定案の検討を行い、パブリックコメントを実施し、平成31年2月に同開発計画を改定しました。(経産省)

ア メタンハイドレート

① 砂層型メタンハイドレート

- 第2回海洋産出試験(平成29年度実施)の実施海域において、地層の物理特性変化を調べるための追加データの取得作業や、ガス生産実験に使用した生産井の廃坑作業などを実施し、次回海洋産出試験等に向けて解決すべき技術課題について検討しています。(経産省)

② 表層型メタンハイドレート

- 表層型メタンハイドレートの回収や利用方法を具体化するため、引き続き、回収・生産技術の調査研究を実施しました。また、海底下の地層における表層型メタンハイドレート分布、形態の特徴等を解明するため、オホーツク海網走沖海域を対象に、自律型無人潜水機(AUV)を用いた詳細地形地質調査を実施しました。(経産省)

イ 石油・天然ガス

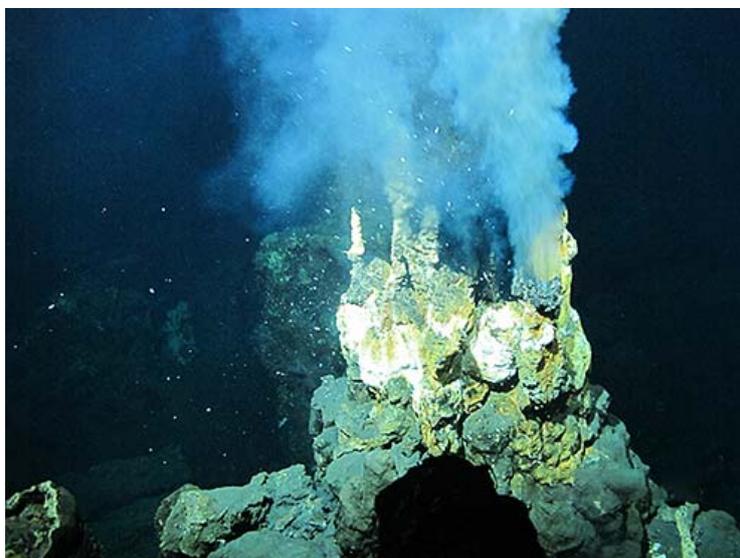
- 国内の石油・天然ガス基礎調査として、三次元物理探査船「資源」による探査を継続実施しており、平成30年度は新潟沖、福江北西沖、常磐沖及び御前崎沖において調査を実施し、平成31年1月末までに、10年間で6.2万km³(6,000km³/年)の三次元物理探査実施目標を達成しました。また、より効率的・効果的な探査を実現するため、令和元年度以降の新たな三次元物理探査船及び付属設備等の導入に向けた調達を実施しました。さらに、試掘調査については、北海道「日高トラフ」での調査実施に向けた事前調査を実施しました。(経産省)

ウ 海洋鉱物資源

① 海底熱水鉱床

- 平成20年度から取り組んでいる海底熱水鉱床開発について、資源量調査、環境影響評価、採鉱・揚鉱及び選鉱・製錬技術の各分野におけるこれまでの成果の技術的評価と現時点での経済性の検討を行うとともに、今後解決すべき課題を整理し、その結果を平成30年10月に取りまとめ、報告書を公表しました。(経産省)

- 資源量評価については、沖縄海域で海洋資源調査船「白嶺」と民間チャーター船を活用し、ボーリング調査及び電磁探査など概略資源量確保に向けた調査を実施しました。さらに、沖縄海域及び伊豆・小笠原海域では、船上からの音波探査による広域調査及びAUVや遠隔操作型無人探査機(ROV)を用いた精密調査等を実施しました。(経産省)



東青ヶ島鉱床で確認された高温(約260度)の熱水を噴出するマウンド
提供:(独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構

- 平成30年12月に、伊豆・小笠原海域において高品位の金及び銀を含む亜鉛鉱を主とする新たな海底熱水鉱床「東青ヶ島鉱床」を確認したことを公表しました。(経産省)
- 採鉱・揚鉱技術については、平成29年度に実施した採鉱・揚鉱パイロット試験で明らかとなった技術的課題について追加的に検証を行うとともに、採鉱から揚鉱までの全体システムと要素技術についての見直しや検討を実施しました。選鉱・製錬技術については、浮遊選鉱試験により海底熱水鉱床から得た亜鉛・鉛バルク精鉱を実操業中の製錬炉に導入し、平成30年10月に、海底熱水鉱床の鉱石から亜鉛地金を試験的に製造することに成功したことを公表しました。また、多様な鉱床に適用可能な選鉱・製錬プロセスの確立に向けた検討を開始しました。(経産省)
- 環境影響評価手法の高度化や適用性向上に向けて調査等を実施するとともに、これまでの環境分野への取組について、深海鉱業に関する国際ルール作りに貢献すべく、海外における発表を行いました。(経産省)

② コバルトリッチクラスト及びマンガン団塊並びにレアアース泥

- 国際海底機構(ISA)との探査契約に基づき、令和3年末までに探査鉱区を3分の2に絞り込むため、南鳥島南東方のISA鉱区においてボーリング調査等を実施しました。また、マンガン団塊については、ISAとの探査契約に基づき、ハワイ南東方のISA鉱区において、調査航海を実施しました。生産技術については、海底熱水鉱床用に開発した試験機を用いた掘削技術の検討を開始するとともに、最適な選鉱・製錬条件の検証を行いました。(経産省)
- レアアース泥の分布域で、開発ポテンシャルの高いサイトの絞り込みを行うため、調査船

を用いた音響探査及びレアアース濃集層の地層サンプル採取を実施し、分析・評価を行いました。(内閣府)

- 6,000m級 AUV や深海底ターミナル等の仕様を決定し、音響通信測位装置の開発のため水深 6,000m 海域で音響通信試験を実施しました。また、生産技術の実証に向けレアアース泥の生産の全体方針を決定しました。(内閣府)

エ 海洋由来の再生エネルギー

① 洋上風力発電

- 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関し、関係者との調整の枠組を定めつつ、海域の長期にわたる占用を可能とするため、「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律」が平成 30 年 11 月に成立し、同年 12 月に公布されました。また、同法に基づき、「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」が令和元年5月に閣議決定されました。系統制約の克服については、経産省資源エネルギー庁の「再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会 中間整理(第1次及び第2次)」において、一定の条件の下で系統への電源の接続を認める等の仕組みである「日本版コネク&マネージ」の具体化や再生可能エネルギーの大量導入を支える次世代電力ネットワークの構築等について検討・整理しました。(内閣府、経産省、国交省)
- 民間による浮体式洋上風力発電事業を促進するため、海域動物や海底地質等を正確かつ効率的に調査・把握する手法及び浮体式洋上風力発電の海域設置等の施工に伴い発生するコストや二酸化炭素排出量を低減する手法の開発・実証を進めています。(環境省)



バージ型浮体式洋上風力発電システム実証機「ひびき」
提供：国立研究開発法人
新エネルギー・産業技術総合開発機構

- 洋上ウインドファーム開発支援事業及び低コスト施工技術開発の検討を開始するとともに、浮体式洋上風力発電の実証機を北九州市沖に設置し、試運転・調整を行いました。また、福島沖での浮体式洋上風力発電システムの実証研究事業について、引き続き実証機の運転データや気象・海象データの取得及び分析を行うとともに、コスト低減に資する効率的なメンテナンス等の実証を行いました。(経産省)
- 浮体式洋上風力発電施設については構造の簡素化と安全性の確保を両立する合理的かつ効率的な安全設計手法のガイドラインの策定に向けた検討を実施しました。また、洋上風力発電設備に関する技術基準の統一的解説や港湾における洋上風力発電設備の施工に関する審査の指針に基づき、洋上風力発電の導入拡大のために事業者に対して支援を行っています。(国交省)
- 環境影響評価に活用できる地域の環境基礎情報を収録した「環境アセスメントデータベース”EADAS(イーダス)⁷⁾」において、情報の拡充や更新を行いました。また、今後導入の拡大が見込まれる洋上風力発電事業の環境影響評価に必要となる海洋の環境情報の収集に取り組みました。(環境省)
- 洋上風力発電の導入の円滑化に向け、経産省と連携して、港湾における洋上風力発電設備に関する技術基準等の策定を進めました。(国交省)
- 関係漁業者団体等に対して、洋上風力発電事業等に関する情報提供を行いました。(農水省)

② 波力・潮流・海流等の海洋エネルギー

- 海洋エネルギー発電技術の早期実用化に向けた研究開発事業において、水中浮遊式海流発電システムの実海域における1年以上の長期実証試験に向けたフェージビリティスタディ(FS)調査を実施するとともに、長期実証試験の準備に着手しました。(経産省)
- 波力発電について、沿岸地域で利活用できるシステムの高効率化等に向けた開発・実証を実施しています。また、我が国の海域に適し、かつ環境影響も小さい潮流発電の開発・実証も行っており、再生可能エネルギーの導入拡大を目指しています。(環境省)

(2) 海洋産業の振興及び国際競争力の強化

ア 海洋産業の国際競争力の強化

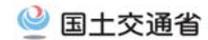
① 高付加価値化・生産性向上、及び産業構造の転換等

- 船舶の開発・建造から運航に至るすべてのフェーズにICTを取り入れ、造船・海運の競争力強化を図る取組「i-Shipping」、海上物流の効率化を実現する「自動運航船」、海洋開発分野の船舶等の設計、建造から操業に至るまで幅広い分野で海事産業の技術力向上等を図る取組「j-Ocean」のプロジェクトからなる「海事生産性革命」を推進しました。(国交省)

⁷⁾「環境アセスメントデータベース(環境省)」 <https://www2.env.go.jp/eiadb/ebidbs/>

○「i-Shipping」では、新船型開発の迅速化、造船現場の生産性向上、高付加価値船の供給に向けた取組を推進するため、平成 29 年度に引き続き、革新的な技術開発の支援、先進船舶導入等計画の策定支援や設備投資に対する税制特例等により、海事産業の生産性向上の取組に積極的に挑戦する事業者を支援しています。造船現場の生産性を向上させる革新的な造船技術の研究開発に対して、平成 28 年度は 4 件、平成 29 年度は 14 件、平成 30 年度は 15 件の支援を行いました。また、自動運航船の実用化に向けて、平成 30 年 6 月にロードマップを策定するとともに、実証事業を開始しました。(国交省)

自動運航船の実用化に向けたロードマップ



「自動運航船」の開発・実用化に向けたロードマップの策定等の基本戦略を検討

■ 技術開発の動向を踏まえ、基準・規制制度が足加とならないように可能な措置を講じつつ;

- フェーズⅡ自動運航船は、2020年よりも前に国内で先進的取組が開始される見込み。技術開発・実証を積極的に支援。基準・制度等についても内航船等で可能な措置から実施。また、IMOの議論をリードしつつ、外航船等においても内航船等と同様の措置を検討。
- フェーズⅢ自動運航船は、船舶の運航に係る権限・責任関係への影響等の検討など、技術的側面以外の内容を含めて中長期的に検討。



自動運航船の実用化に向けたロードマップ(概略版)

○「j-Ocean」では、石油会社等のニーズを踏まえ、海洋開発用施設に係る低コスト化やリスクの低減に資する付加価値の高い製品・サービスの技術開発支援を実施しました。さらに、浮体式洋上風力発電施設について構造の簡素化と安全性の確保を両立する合理的かつ効率的な安全設計手法のガイドラインの策定に向けた検討を実施するとともに、AUVについて安全要件等に関するガイドラインの策定に向けた検討を実施しました。(国交省)

○国内における造船業の合併・統合等に向けた動きや異業種との連携に対し、各社の経営戦略に応じて、「産業競争力強化法」(平成 25 年法律第 98 号)に基づく税制上の措置等について、国内業界への周知や活用の提案を行いました。(国交省)

○造船市場の変化や主要造船国の造船政策の動向、自動運航船の導入に向けた国際的議論の活性化等の状況の変化を踏まえ、平成 30 年 6 月に、交通政策審議会海事分科会海事イノベーション部会において、海事生産性革命の深化のために今後重点的に取り組む課題、施策等に関する報告書の取りまとめを行いました。(国交省)

○国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 海上技術安全研究所(以降、海上技

術安全研究所)では、排ガス中の有害物質の低減につながる後処理技術や燃焼技術の研究を進めました。また、水素等の多様なエネルギーの利用のための研究も進めました。(国交省)

- 我が国の海事産業の競争力を強化すべく、IMO において、今世紀中に温室効果ガス (GHG) 排出をゼロにする長期目標等を含む「GHG 削減戦略」の交渉を主導し、我が国の提案を基に採択しました。また、「GHG 削減戦略」の実施にあたり、我が国海事産業の強みがより発揮されるような新対策を打ち出すべく、産学官公連携で「GHG ゼロエミッションプロジェクト」を立ち上げました。(国交省)
- 国際海運からの GHG 排出量を把握すべく、平成 31 年 1 月より、燃料消費量を記録し、国への報告を義務化する制度を立ち上げ、令和 2 年より報告が開始される予定です。(国交省)
- 造船分野における公的助成等の防止に向けて、経済協力開発機構 (OECD) 造船部会において、法的拘束力のある新たな国際規律の策定のための交渉項目を議論するとともに、実効性のある規律とするため、主要造船国である中国の参加を呼びかけました。(国交省)
- 我が国全体と地域の経済・産業・生活を物流面から支えるため、海上輸送拠点となる港湾の整備に取り組んでいます。また、我が国の質の高い港湾インフラシステムの海外展開のため、「海外港湾物流プロジェクト協議会」を通じた我が国事業者との情報共有及び意見交換を行うとともに、トップセールスを実施しました。さらに、「海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律」の施行により、国際戦略港湾運営会社が海外業務を行うこととなりました。(国交省)
- 港湾工事における建設現場の生産性向上等に向けて、「港湾における ICT 導入検討委員会」で定めた「港湾における ICT 活用促進に向けたロードマップ」に則り、基礎工やブロック据付工に ICT を導入するための検討を行いました。さらに、CIM (Construction Information Modeling / Management) を活用した 3 次元モデルも導入し、一連の建設生産システムの効率化・高度化を図るために「CIM ガイドライン(港湾編)」(案)を策定しました。(国交省)
- 世界最高水準の生産性と良好な労働環境を有する AI ターミナルの実現に向けた具体的な目標と工程を策定・公表しました。平成 30 年度から、AI 等を活用したターミナルオペレーションの効率化に向けた取組を進めました。地震・津波に対する脅威やインフラの老朽化に対して、港湾施設の定期的な点検を通じた戦略的な維持管理・更新を推進するとともに、港湾施設における技術開発について、国交省国土技術政策総合研究所、国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所等を通じて実施しました。(国交省)
- 平成 28 年度から平成 30 年度まで、情報通信技術を活用したゲート処理の迅速化及び荷役機械の遠隔操作化に係る実証事業を行い、新・港湾情報システム「CONPAS」を開発するとともに、「遠隔操作 RTG⁸の安全確保のためのモデル運用規程」を策定しました。(国交省)

⁸ 「RTG」 Rubber Tired Gantry Crane の略で、タイヤ式門型クレーンのこと。

- 石油会社等のニーズを踏まえ、海洋開発用施設に係る低コスト化やリスクの低減に資する付加価値の高い製品・サービスの技術開発支援を実施しました。(国交省)
- 我が国造船船舶用企業の優れた技術の海外展開を図るため、外務省/JICA の政府開発援助(ODA)の「本邦技術活用条件(STEP)」の制度を活用して、良質な巡視船の供与を行い、我が国造船船舶用企業の優れた技術の海外展開を支援しました。(外務省、国交省)
- ASEAN 地域等の内航船市場の展開を念頭に、JICA による造船技術アドバイザー等を派遣して、当該地域における造船産業の発展を支援し、我が国造船業・船用工業の新市場・新事業への展開を図りました。(国交省)

② 海洋資源開発関連産業の戦略的展開

- SIP 第 1 期「次世代海洋資源調査技術」にて統合海洋資源調査システムという海底熱水鉱床を効率的に調査する手法を確立し、未調査海域にて民間企業を中心とした調査航海を実施して、その実用性を評価しました。この実績に基づき、海底熱水鉱床調査の産業化の確立を目指し、民間企業への技術移転を推進しました。(内閣府)
- 国立研究開発法人 海洋研究開発機構(JAMSTEC)は以下の取組を行いました。(文科省)
 - ・SIP 第 1 期「次世代海洋資源調査技術」において、堆積物に覆われていて海底面に露出していない熱水鉱床(いわゆる潜頭性熱水鉱床)を効率的に調査する手法を確立するため、JAMSTEC の有望海域絞り込み結果を基にして、未調査海域において調査航海を実施しました。
 - ・海洋から地球全体に関わる多様かつ先進的な研究開発と、それを強力に支える研究船や探査機等の海洋調査プラットフォーム、計算機システム等の研究基盤の運用を一体的に推進し、膨大な観測・予測データの集約・解析能力を向上させ、高水準の成果の創出とその普及・展開を促進しています。
 - ・SIP 第 1 期「次世代海洋資源調査技術」において、海底熱水鉱床の調査システム・運用手法を開発するため、AUV や ROV 及びそれらに附帯するセンサを用いて海底下に存在する鉱床を広域から段階的に絞り込んでいく手法を開発しました。
 - ・調査で得られた海底泥の試料について、民間企業等への試験提供を積極的に推進しました。さらに産業界からのニーズが強い「深海微生物分離株」や「環境ゲノム情報」の外部提供に向けた準備など、事業の安定的な運用に向けた体制整備を開始しています。
 - ・外部資金や民間企業との共同研究を進めています。
- 海上技術安全研究所では、総合的な技術力を活かし 4 つの重点研究分野(①海上輸送の安全の確保、②海洋環境の保全、③海洋の開発、④海上輸送を支える基盤的技術開発)を柱に、研究者・スタッフ、そして世界トップレベルの研究施設を活用して研究開発に取り組みました。(国交省)
- 平成 30 年度から新たに、海洋酸性化・地球温暖化、生物多様性及びマイクロプラスチックに関わる海洋情報をより効率的かつ高精度に把握するための機器の研究開発を実施する「海洋資源利用促進技術開発プログラム 海洋情報把握技術開発」事業を開始しました。(国交省)

- 開発途上国側のニーズを調査・発掘しつつ、SIP 第 2 期「革新的深海資源調査技術」の進捗状況を踏まえて、引き続き開発途上国との科学技術協力の促進について検討し、太平洋島嶼諸国への技術提供を推進しました。(内閣府)
- 平成 30 年 10 月、海洋資源開発技術プラットフォーム会合(第 3 回)を開催しました。また、関係民間機関や関係省庁との幹事会を平成 30 年度は 4 回開催しました。(内閣府)



海洋資源開発技術プラットフォーム会合(第 3 回)の様子

イ 海洋の産業利用の拡大

- 海事局に平成 30 年 9 月に設置した海事観光戦略推進本部において、地方誘客への貢献や発信強化等の観点から重点的に進める取組事項等を取りまとめました。(国交省)
- 訪日外国人旅行者の利便性向上のための受入環境整備に対する支援を行いました。(国交省)
- 日本発着クルーズの振興を図るため、平成 30 年度から、(一社)日本外航旅客船協会が実施する「クルーズ・オブ・ザ・イヤー」のグランプリに国土交通大臣賞を付与しています。(国交省)
- 平成 26 年 11 月の「日 ASEAN 交通大臣会合」で承認された「日 ASEAN クルーズ振興戦略」に基づき、日本発着クルーズ商品をプロモーションするため、平成 30 年 10 月にインドネシアにおいて、現地旅行会社等を対象としたセミナーを開催しました。(国交省)
- マリンレジャーの魅力を幅広い世代に伝えるため、マリン産業界と連携し、ボートショーやマリンカーニバルにて親子や子供を対象としたボート・ヨット乗船体験等を実施しました。(国交省)
- 「C to Sea プロジェクト」の一環として、国民が海や船に触れる機会を創出するため、「海の駅」等を発着としたプレジャーボート等によるクルーズ観光のモデルルートとなる「マリンチェック街道」を広く一般の方から募集しました。また、ボートショー等を通じて、当取組の周知・広報を実施しました。(国交省)
- 海洋観光及び海洋性レクリエーションの普及のため、マリン関連団体にて構成される UMI 協議会に参加し、「海の駅」等においてボート・ヨットの体験乗船会や講習会等を実施しました。(国交省)
- クルーズ船の寄港増に対応するため、既存施設を活用しつつ、係船柱、防舷材等の整備によるクルーズ船の受入環境の改善を図りました。また、クルーズ旅客の利便性や安全性を確保し、受入れを円滑に行うために屋根付き通路や移動式ボーディングブリッジを設置する 20 港に対して支援を行いました。さらに、官民連携による国際クルーズ拠点の形成を

図るため、鹿児島港を追加で指定しました。また、平成 30 年末までに 3 次募集を実施し、平成 31 年 3 月に下関港と那覇港の 2 港を選定しました。(国交省)

- 上質な寄港地観光プログラムの造成を促進するためのクルーズ船社と寄港地側関係者の意見交換会及び「全国クルーズ活性化会議」と連携したクルーズ船社港湾管理者等との商談会を開催したほか、港湾施設の諸元や機構周辺の観光情報を一元的に発信するウェブサイト⁹の充実化を図りました。(国交省)
- 日本政府観光局が海外クルーズ船社のキーパーソンを国内に招請し、港湾施設や観光地の視察及び自治体との商談を行いました。また、平成 31 年 4 月に米国で開催されるクルーズ国際見本市「Seatrade Cruise Global 2019」に日本ブースを出展準備し、海外クルーズ船誘致に向けた取組を実施しました。(国交省)
- ツーリズム EXPO ジャパン 2018 において観光地域づくり法人¹⁰が連携して行った、ヨットセーリング・シーカヤック等のマリンスポーツや漁業体験等の体験交流型プログラムに関する外国旅行会社との商談会に対して支援しました。(国交省)
- 海洋再生可能エネルギーの実証フィールドに選定された海域において、再生可能エネルギーの実証実験が行われました。(内閣府、経産省、環境省)
- CCS(二酸化炭素の回収・貯留)について、環境省は二酸化炭素の分離回収、輸送、貯留及びモニタリングなど各技術要素に関する技術実証を実施しています。また、二酸化炭素の分離回収に伴う環境影響の評価の検討を行ったほか、国際シンポジウム(参加者 200 人以上)を開催しました。さらに、貯留適地の確保のため、弾性波探査等の適地調査を実施しました。(環境省)
- CCS について、経産省は固体吸収材・分離膜技術の実ガス試験等による実用化研究、光ファイバーを利用した地層安定性システムの開発及びマイクロバブルを用いた貯留率向上の研究等を行いました。また、弾性波探査により、貯留適地確保のための地質調査を実施したほか、苫小牧 CCS 実証事業における見学会や CCS についての講演・ワークショップ等の情報発信活動を実施しました。平成 30 年 6 月には「CCS の実証および調査事業のあり方に向けた有識者検討会」を行いました。(経産省)
- JAMSTEC では、JAMSTEC ベンチャー支援制度の下、JAMSTEC ベンチャーとしての認定を行いました。(文科省)



苫小牧 CCS 実証事業における
子ども見学会
提供：日本 CCS 調査(株)

⁹ 「CRUISE PORT GUIDE OF JAPAN」 <http://www.mlit.go.jp/kankocho/cruise/jp/index.html>

¹⁰ DMO(Destination Management/Marketing Organization)の呼称

(3) 海上輸送の確保

ア 外航海運

- 平成 30 年度より、航海命令発令時における日本籍化が確保された準日本船舶の対象を、国内船主の外国船舶まで拡大した日本船舶・日本人船員確保計画の認定制度を開始するとともに、日本籍船化に係る手続き面の規制緩和に係る意見交換会を開催するなど、日本船舶及び日本人船員の確保に向けて取り組んでいます。(国交省)
- 国際船舶に係る税制上の特例措置(登録免許税・固定資産税)及び軽油引取税の減免措置を延長したほか、環境対応船舶等の取得を支援する船舶に係る特別償却制度及び買換特例等により、日本商船隊の国際競争力の確保及び安定的な国際海上輸送の確保を図っています。(国交省)
- 公平な競争環境の確保については、海運先進国間会合において各国と意見交換を行い、諸外国の競争を阻害する措置に対し共同で取り組むことを確認しました。(国交省)

イ 内航海運

- 「内航未来創造プラン」において、目指すべき将来像の実現のため、取り組むべき具体的施策として提示された各施策の実現を推進しました。一例としては「内航海運業者の事業基盤の強化」に係る施策である「登録船舶管理事業者制度」について、平成 30 年 4 月よりその運用を開始し、平成 31 年 3 月末時点で本制度に基づく登録事業者は 22 事業者となるとともに、登録事業者が登録を受けた業務を適切に遂行しているかどうかについて、自己及び第三者の評価を実施するため、評価事項や運用方法等の具体的内容等について取りまとめを行うこととしております。(国交省)
- 経済安全保障の観点から、船舶法第 3 条ただし書に基づき、沿岸輸送特許を適切かつ厳格に運用し、カボタージュ制度の維持に努めています。(国交省)

ウ 海上輸送拠点の整備

- コンテナ船の大型化や船社間の連携による基幹航路の再編等、海運・港湾を取り巻く情勢が変化する中、我が国に寄港する基幹航路の維持・拡大を図るため、「国際コンテナ戦略港湾政策推進委員会最終とりまとめ」(平成 26 年1月)に基づき、「集貨」「創貨」「競争力強化」の 3 本柱の施策を取り組んできました。また、国際コンテナ戦略港湾政策の開始以降 5 年が経過したことから、これまでの取組状況についての総点検と、本政策の持続的発展に向けた主な取組を「最終とりまとめフォローアップ」としてとりまとめました。(国交省)
- ばら積み貨物の安定的かつ効率的な輸入を確保するため、平成 23 年 5 月に国際バルク戦略港湾として全国 10 港を選定し、港湾管理者と連携して民の視点を取り込んだ効率的な運営体制の確立や、港湾間や企業間の連携について取組を進め、小名浜港、釧路港及び徳山下松港の 3 港を特定貨物輸入拠点港湾に指定しています。平成 30 年度は小名浜港、釧路港、徳山下松港、水島港、志布志港の 5 港において国際物流ターミナルの整備を行い、平成 31 年 3 月に釧路港国際物流ターミナルの供用を開始するなど、海上輸



国際バルク戦略港湾釧路港国際物流ターミナル

送ネットワークの拠点となる港湾において官民連携による輸入拠点としての機能の向上を図りました。(国交省)

- 民間による高能率な荷役機械の整備等を促進するため、荷役機械等の取得に係る固定資産税等の税制特例措置を令和2年度まで2年間延長しました。(国交省)
- 平成30年度より、LNGバンカリング拠点を形成するために必要となる施設整備に対する補助制度を創設し、平成30年6月には「伊勢湾・三河湾における事業」及び「東京港における事業」の2事業を採択しました。(国交省)
- 自動車専用船の大型化や完成自動車の輸出増加に対応するため、埠頭の再編・集約化と併せた港湾施設の整備を実施しています。また、高速道路ネットワークとの連携を考慮し、企業の新規立地や増産に直結する港湾施設の整備を実施しています。さらに、平成29年度に創設した農水産物輸出促進基盤整備事業により輸出促進に資する港湾施設の整備を推進しています。(国交省)
- 静脈物流拠点の形成に向け、リサイクルポートにおける循環資源を取り扱う岸壁等の港湾施設の確保や運用等の改善を図るとともに、リサイクルポートを活用した静脈物流システムの低炭素化、低コスト化を推進するため、「モーダルシフト・輸送効率化による低炭素型静脈物流促進事業」(環境省連携事業)を実施しました。(国交省)
- 我が国の国際・国内海上輸送ネットワークの根幹を形成している開発保全航路の開発、保全及び管理に取り組みました。(国交省)

(4) 水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化

ア 水産資源の適切な管理

- 国際的にみて遜色のないレベルでの国内における資源管理の高度化と国際的な資源管理を推進するため、その基礎となる資源調査の拡充のための研究計画の策定と、資源評価の精度向上のための手法の検討を進めています。また、資源評価の高度化を図るため、これまで資源評価に考慮されてこなかった資源変動に影響を与える餌料環境等の海洋

環境に関する各種情報や、環境 DNA 解析といった新たな技術の有効性を検証するとともに、ICT を活用して漁業者から操業・漁場環境情報をリアルタイムに収集し、資源評価に活用するネットワーク体制の構築に向けたフィージビリティスタディを実施しています。さらに、調査で得られた海洋データについては、日本海洋データセンター(JODC)への提供、集約等を通じて、国内外の研究機関と連携して情報共有を図り、研究成果の公表など積極的な活用を推進しています。(農水省、文科省)

- 資源評価を受託実施している国立研究開発法人 水産研究・教育機構(以降、水産研究・教育機構)の役割を資源評価の観点から独立性を確保するための新しい評価体制と評価手法や結果の透明性の確保するためにピアレビュー法について検討を進めています。(農水省、文科省)
- 資源管理指針・計画体制及び太平洋クロマグロ資源管理体制の強化により資源管理を推進しました。太平洋クロマグロでは、国際約束に基づく我が国の漁獲量上限を遵守するとともに、平成 30 年 1 月から、資源管理法に基づく総漁獲可能量(TAC)管理を開始し、さらに、数量配分の透明性を確保するため、水産政策審議会資源管理分科会にくろまぐろ部会を設置しました。(農水省)
- トラフグやキンメダイでは、水産庁も含め関係漁業者、都道府県等が参加する協議会等において管理目標を設定し、資源管理指針・計画体制のもと目標達成に向けた管理措置が実施されるなど、効率的・効果的な推進を図りました。(農水省)
- 平成 30 年 12 月 14 日に公布された「漁業法等の一部等を改正する法律」では、資源評価を行った水産資源について、最大持続生産量を実現するために維持し、又は回復させるべき目標となる資源水準の値(目標管理基準値)と、資源水準の低下によって最大持続生産量の実現が著しく困難になることを未然に防止するため、その値を下回った場合には資源水準の値を目標管理基準値にまで回復させるための計画を定めることとする値(限界管理基準値)を定めることが規定されました。また、漁獲可能量について、準備が整った漁業・海域から個別割当(IQ)を導入することと規定されました。さらに、主要資源ごとの資源管理目標等の導入に向けて、新たな資源評価ルールや導入スケジュールの検討を進めています。(農水省)
- 漁船の大型化に当たっては、漁業構造改革総合対策等の枠組により、試験操業を実施し、漁獲能力が向上していないことを個別の案件ごとに確認するなど、適切な資源管理措置を講ずることにより資源及び既存の漁業秩序への悪影響がないことを確保しながら進めています。(農水省)
- 悪質・巧妙化する密漁について、都道府県や漁業関係者が参加する密漁防止対策全国連絡会議を開催するなど、効果的な対策に関する情報共有を図るとともに、海上保安庁や警察、関係都道府県と連携し、効果的な取締手法の検討や合同取締り等に取り組みました。(農水省)
- 外国漁船等の違法操業への対応については、「**第2部1(1)ア**」に記載しています。
- 我が国は、持続可能な商業捕鯨の実施を目指して、30 年以上にわたり、収集した科学的データを基に誠意をもって対話を進め、解決策を模索してきましたが、平成 30 年 9 月の国際捕鯨委員会(IWC)総会でも、条約に明記されている捕鯨産業の秩序ある発展という目的はおおよそ顧みられることはなく、鯨類に対する異なる意見や立場が共存する可能性

すらないことが明らかになったため、令和元年7月から商業捕鯨を再開することとし、国際捕鯨委員会からの脱退を決定しました。(農水省)

イ 水産業の成長産業化

- 水産業の体質を強化し、持続可能な収益性の高い操業体制への転換を図るため、環太平洋パートナーシップ(TPP)対策として水産業競争力強化緊急事業により広域浜プランに基づくリース漁船・機器導入等を支援するとともに、漁業構造改革総合対策事業により、高性能漁船の導入等による収益性向上の実証の取組を支援しました。(農水省)
- 計画的に資源管理等に取り組む漁業者を対象に、その取組を支えるため、漁業共済の仕組みを活用し、漁業収入が減少した場合に補てんすることにより漁業経営の安定化を図りました。(農水省)
- 浜の活力再生プランの策定を推進するとともに、平成30年度で終期を迎えるプランについて、今期の取組を評価した上で、第2期浜プランへの更新を進めています。また、優良事例の全国への横展開を図るため、事例紹介を行うブロック会議を5か所で開催するとともに、特に優れた事例について農林水産大臣賞等の表彰を行いました。(農水省)



平成30年度浜の活力再生プラン優良事列表彰式 提供:全国漁業協同組合連合会

- 沿岸漁場の利用状況の調査を行い、漁場の有効活用の可能性等についての情報の収集・整理・分析を行うとともに、漁村地域における企業誘致等の情報提供や漁村地域と参入企業等とのマッチングを支援しました。(国交省)
- 高船齢船の代船を計画的に進めていくため、漁業者団体における長期代船建造計画の策定を支援しました。また、漁業構造改革総合対策事業において当該計画に基づく計画的・効率的な漁船導入の実証の取組を支援するメニューを創設しました。(農水省)
- 海上ブロードバンドの普及に向け、平成30年3月に総務省、水産庁及び国交省の3省庁により、今後の取組の方向性を示した「海上における高速通信の普及に向けて(最終報告)」を取りまとめました。本報告に基づき、水産関係者等に対して説明会を通じた情報提供を行うなど、普及啓発に取り組みました。(総務省、農水省、国交省)

ウ 流通機構の改革と水産物輸出の促進

- 水産物の輸出拡大に向けたフードチェーン全体での輸出体制の強化のため、輸出向け施設の認定に必要となる衛生管理に関する研修や現地指導等を行う取組に対して支援するとともに、水産物の輸出促進に資するための EU 及び米国が輸出水産物について求めるトレーサビリティを推進する取組の実証に対して支援しました。あわせて、価格形成力の強化や取扱量の増大、品質の向上等による産地水産物の競争力強化に向け、産地市場の統合を進めるための調査・分析を行いました。(農水省)
- 令和元年末までに水産物の輸出額を3,500億円に到達させる目標を達成するため、輸出先国が求める危害要因分析・重要管理点(HACCP)基準に対応するための水産加工施設の改修等に対する補助、輸出先国が求める品質・衛生基準への適合に必要な機器整備に対する補助等を行いました。また、福島第一原発事故に伴う放射性物質関係の輸入規制に対する撤廃・緩和の働きかけを行うなど、輸出環境の整備に取り組みました。(農水省)

エ 漁港・漁場・漁村の総合的整備

- 水産物の競争力強化と輸出促進に向けた漁港等の機能向上について、漁港の生産・流通機能の強化や国内への安定的な水産物の供給とともに、輸出先国のニーズに対応した生産・流通体制の確保のための対策を行いました。(農水省)
- 豊かな生態系の創造と海域の生産力向上に向けた漁場整備について、漁場環境の変化に対応した水産環境整備の実施により、豊かな生態系の創造による海域全体の生産力の底上げのための対策を行いました。(農水省)
- 大規模自然災害に備えた対応力強化について、南海トラフ地震等の切迫する大規模な地震・津波等の大規模自然災害に備え、国土強靱化及び人命・財産の防護の観点から全国の漁業地域の安全を確保するための対策を行いました。(農水省)
- 漁港ストックの最大限の活用と漁村のにぎわいの創出について、漁港ストックの適切な維持、更新や整備と併せ、漁村における交流促進対策、生活環境や就労環境対策等を推進し、漁村のにぎわいの創出のための対策を行いました。(農水省)

オ 国境監視機能を始めとする多面的機能の発揮の促進

- 水産多面的機能発揮対策事業により、漁業者等が行う国境監視活動や海難救助訓練を支援しました。(農水省)

カ 漁業・漁村の活性化を支える取組

- 養殖ブリ類の生産コストの削減を確立するためのハダムシ抵抗性家系の作出等技術開発、クロマグロ養殖の人工種苗への転換促進のため、早期採卵技術の開発及び撰



監視活動を行う漁業者(鳥取県網代港地区)
提供:網代港地区海洋環境保全対策活動組織